

Bee通信

SEPTEMBER



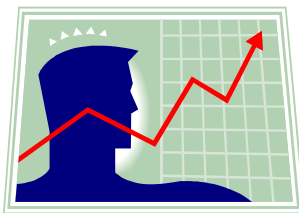
心のあり方で未来が変わる

朝夕になると、日中の暑さを忘れさせるような風を感じることも日に日に増えてきました。皆様はいかがお過ごしでしょうか？

アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻し、世界的金融危機（世界同時不況）の引き金となった時期から4年の月日が経とうとしています。製造業が多い愛知県です。弊所のクライアント先も影響を受け、“継続のため”にやむなく雇用調整を行った企業もありました。

当時、休業の日を研修日とすれば休業助成金に1日6,000円が上乗せされる助成金がありました。（活用された企業も多いのではないのでしょうか？）「**同業他社の不得意分野を勉強しよう**」「**仕事が依頼されない悔しい思いを胸に、腕を磨き、下請けのランクアップ、いや下請けと呼ばれない企業になろう**」というしっかりした目標を掲げ研修を行った企業が2社ありました。一方で1日6,000円の上乗せ金額を目当てに無理矢理、研修を組んだ企業もありました。社員も場当たりの研修だと感じているため、それほど一所懸命勉強をしていなかったと思います。

あれから4年弱の月日が流れ、先日、**社員の技術等レベルアップを目標に掲げた企業**の社長より、「当時研修し始めたことがようやく仕事となって成果が出始めたとよ。あの時、国に研修分のお金も出してもらって本当に助かった。学ぶ大切さも知った良い機会になったな。」という報告をいただきました。



では、**上乗せ金額目当てに無理矢理、研修を組んだ企業**はどうなっているのでしょうか？ 相談内容や目の前で起こっていることから判断すると、以前と変わらないレベルか、リストラ等による戦力ダウンでレベルを維持することすら苦しんでいます。

私はいつも顧問先企業からたくさんのお話を学ばせていただいています。“小さい企業だから儲からない”という言葉は正しくないこと（社員10数名でも常に利益を上げ続ける企業がある）、種を蒔いてから実を結ぶには時間がかかること、言葉と心のあり方がイコールでないリーダーが多いこと（社員に満足していると云いながら緊急事態が起こると解雇したがる）等々。



私の心をじっくり見ると“天使の（ような）私”と“悪魔の（ような）私”が混在しています。他人のことよりも自分のことしか考えていない時や、言葉と心のあり方がイコールでない時は、悪魔の私です。その結果が表面化するのは数年後。**今、現れている現状は“過去、私が感じた心のあり方”の結果です。もし、今の自分、今の企業の姿に魅力を感じていないのであれば、正しくないということです。心のであり方を改めませんか？ タイムラグがありますが、必ず、未来が変わります。**

（吉岡 規子）

～お知らせ①～

平成24年9月分より
厚生年金保険料率が
変わります！

平成24年9月分（10月納付分）からの保険料率が、以下のように変更されます。

【変更前】16.412%



【変更後】16.766%

～お知らせ②～

平成28年よりパートタイマー
への社会保険の適用が
拡大されます

平成28年10月より、パート等短時間労働者への厚生年金適用拡大が決定しました。具体的な変更内容は以下の通りです。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上の者
- ② 月額88,000円以上（年収106万円以上）の者
- ③ 継続して1年以上使用される見込みのある者
- ④ 常時500人を超える事業所

今回の変更は、従業員数500名超の企業が対象ですが、500名以下の企業についても、平成31年に適用される見込みが現段階で決定しています。

～お知らせ③～

中小企業両立支援助成金

従業員の職業生活・家庭生活の両立支援に取り組む事業主を応援する制度に、以下のような「両立支援助成金」があります。

- ① 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
- ② 子育て期短時間勤務支援助成金
- ③ 中小企業両立支援助成金

詳しくはこちらで確認下さいね↓
<http://www.lcgjapan.com/pdf/ryouritsushien.pdf>



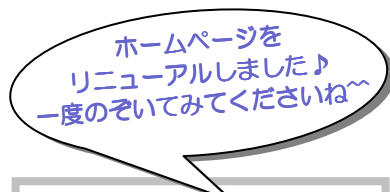
いよいよ食べ物おいしい
季節が始まりますね！

本紙作成・発行責任者：吉岡 規子

〒460-0008
名古屋市中区栄3-25-37
メイクビル3階

Beeパートナーズ 社労士事務所

電話：052(241)1861
FAX：052(241)3878
Email：office@bee-partners.com



ホームページはコチラ

<http://bee-partners.jp/>

Beeパートナーズ社労士事務所

お名刺等をいただいた皆様にお送りさせていただいておりますが、 unnecessary 場合はご連絡いただくと助かります。

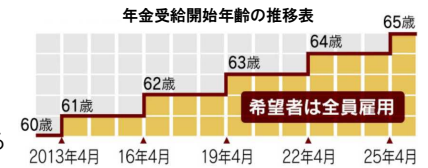
重要!!

来年4月より、 「希望者全員の65歳までの再雇用」が義務付けられます

高齢者雇用安定法 改正案が成立

8月29日に、60歳の定年後も希望者全員を雇用する事を企業に義務づける「高齢者雇用安定法改正案」が成立しました。

来年4月より厚生年金の受給開始年齢が引き上げられる事に対応し、定年後に年金も給料も受け取れない人が増えるケースを防ぐためです。(右図を参照してください)▶



この改正案の成立により、来年4月より以下の3点が大きく変わります。

①再雇用の対象者は「原則全員」

再雇用対象者を、能力・勤務態度・職種などで選定し、労協定で定める事は禁止されます。ただし、企業の負担が重くなり過ぎないように、勤務態度や心身の健康状態が著しく悪い人は対象から外せるようになります。対象外とする者の判断基準は、今後作られる予定の国からの指針によります。

②再雇用者の受け入れ先に「グループ企業」が追加されます。

再雇用した者の雇入れ先は、その会社本体か子会社とされておりましたが、今後はグループ企業での雇入れも可能となります。

③法違反の企業名を「公表」

以前は「勧告」処分とされておりましたが、今後は指導や助言に従わない企業名は公表される事になりました。

来年4月の施行を前に、企業ごとに現在の定年制度の見直しや就業規則の変更等、対応策を急ぐ必要があります。

「新規雇用に影響する」「生産性が下がる」「人件費が増加する」等、考えるべき事は多くありますが、この改正案では「再雇用後の労働条件」については特に指定をされておられません。そのため、再雇用後の賃金や労働時間、労働日数を調整していく事は可能です。希望者の再雇用と若年者の雇用促進が両立できる方法を、一緒に考えていきましょう！

「雇用調整助成金」などの支給要件が見直されます！

リーマンショック以来緩和されていた雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金についての支給要件が、経済の回復に応じて平成24年10月1日から見直し・適用される事になりました。変更点は以下の通りです。

①生産量要件

「最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少」 → 「10%以上減少」

「中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも助成対象」 → この要件は撤廃

②支給限度日数

「3年間で300日」 → 平成24年10月1日から「1年間で100日」、平成25年10月1日から「1年間で100日・3年間で150日」

③教育訓練費(事業所内訓練)

「雇用調整助成金の場合2,000円, 中小企業緊急雇用安定助成金3,000円」 → 「雇用調整助成金の場合1,000円, 中小企業緊急雇用安定助成金1,500円」

衛生管理者・衛生推進者の選任はお済みですか？



突然ですが「衛生管理者」ってご存知ですか？

衛生管理者は、社員の健康診断を実施したり、職場環境を整えたり等、事務所全体の衛生面を管理するまとめ役の事です。業種問わず、常時50人以上の労働者を使用する場合に選任が必要となります。

「うちの事務所には、50人もいないから大丈夫」と思った社長さん！

衛生管理者を選任する必要のない小規模な事務所でも、労働者が10人いる場合は「衛生推進者」の選任が必要なんです。

「衛生推進者」は、内容的には「衛生管理者」とほぼ同じ仕事をします。



衛生管理者・衛生推進者についてもっと詳しいリーフレットを同封いたしますので、自分の会社には該当するのか、選任していない場合は、どのような準備をするべきか、一度目を通した上でご検討をお願いします。

編集 後記

9月2日に、名古屋市で「なごや市民総ぐるみ防災訓練」が行われたのをご存知ですか？私はその時間帯に県外におりましたので届きませんでしたが、午前中に名古屋市・その周辺地域に一齐に緊急速報メールが送信されるというものです。マナーモード中でも着信音が鳴るため、仕事に影響が少なく、家族が揃っている確率の高い日曜日を選んで実施したのかもしれない。いつ来るかわからない東海地震に備えて、家族や職場で話し合う良いきっかけになりそうですね。(加藤 知美)

